

五台山公園整備事業
公募設置等指針

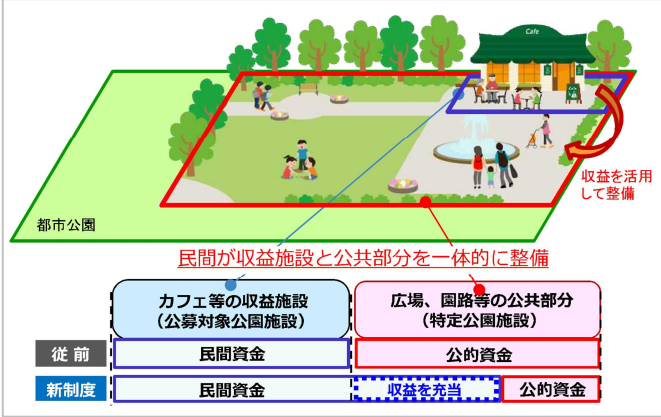
令和4年11月

高 知 県

—目 次—

1. 事業の概要.....	1
(1)名称及び目的.....	1
(2)五台山公園及び周辺の概要.....	1
(3)事業概要.....	4
(4)公募公園対象施設と特定公園施設の提案の範囲	6
(5)事業の流れ.....	6
(6)認定の有効期間.....	7
2. 公募対象公園施設及び特定公園施設の設置等に係る事項.....	8
(1)公募対象公園施設の設置に関する事項.....	8
(2)特定公園施設の整備に関する事項.....	10
(3)委託の禁止等.....	12
(4)工事期間中（令和6年度）の特定公園施設の範囲の維持管理等について.....	12
(5)利便増進施設.....	12
(6)事業の継続.....	12
(7)事業破綻時の措置.....	12
3. 公募の実施に関する事項等.....	13
(1)応募者に必要な資格.....	13
(2)応募者の制限.....	13
(3)複数応募の禁止.....	13
(4)供用開始後の応募グループの代表法人及び構成法人の変更の禁止.....	13
4. 公募の手続きに関する事項等.....	14
(1)日程（予定）.....	14
(2)応募手続き.....	14
(3)公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定.....	18
(4)公募設置等計画の認定.....	20
5. リスク分担等.....	21

用語の定義

<p>Park-PFI</p>	<p>平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。（下図：国土交通省資料より）</p> 
<p>公募対象公園施設</p>	<p>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例) 飲食店、カフェ、売店、宿泊施設 等</p>
<p>特定公園施設</p>	<p>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 例) 園路、広場、休憩所、門、駐車場 等</p>
<p>利便増進施設</p>	<p>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。</p>
<p>公募設置等指針</p>	<p>Park-PFIの公募にあたり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</p>
<p>公募設置等計画</p>	<p>都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</p>
<p>設置等予定者</p>	<p>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</p>
<p>認定計画提出者</p>	<p>公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者。</p>
<p>設置管理許可</p>	<p>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。</p>
<p>管理許可</p>	<p>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。</p>
<p>占有許可</p>	<p>都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。</p>
<p>行為許可</p>	<p>高知県都市公園条例（平成17年3月29日条例第7号）第4条第1項の規定により、都市公園において制限されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。</p>

1. 事業の概要

(1) 名称及び目的

五台山公園整備事業（以下、「本事業」という）は、五台山公園の整備にあたって、Park-PFI制度を活用して民間事業者のアイデアと優れた経営ノウハウにより、五台山公園が有する眺望や自然、景観等の魅力を活かした公園施設の設計施工・管理運営を行うことを目的としています。

(2) 五台山公園および周辺の概要

五台山公園は、五台山の西部に広がる都市公園であり、海拔141.5mの頂上付近にある旧展望施設（現在解体中）からは、高知市街地、浦戸湾、高知平野を見渡すことができました。【図①、図② 参照】

園内では、三ノ台から五ノ台にかけてツバキ・サクラ・ツツジ・モミジなどが植栽されており、年間を通して季節の植物を観賞することができます。

また、近隣には四国八十八ヶ所第31番札所 五台山竹林寺（以下「竹林寺」とする。）、県立牧野植物園といった施設も立地しており、令和2年度には、竹林寺は年間17万人台、牧野植物園は年間11.5万人近い観光客等が訪れています。【図③ 参照】

旧展望施設では、物販施設や眺望を楽しみながら食事ができるカフェが経営されていましたが、令和元年12月29日で営業を終了しています。

現在、三ノ台駐車場の拡張や旧鹿園付近の園路の新規設置、旧展望施設の解体工事を進めており、解体に伴う眺望の確保対策として五台山公園展望テラスを新設しております。【図④ 参照】

【図① 五台山公園の位置図】



(1) 名 称	県立五台山公園
(2) 所 在 地	高知県高知市吸江（ぎゅうこう）
(3) 公園種別	都市公園（風致公園）
(4) 開設年度	高知県立都市公園条例により、都市公園となる（昭和33年10月5日）
(5) 開設面積	19.5ha（都市計画決定：昭和46年10月8日）
(6) 主な公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・木製展望テラス ・トイレ ・園路 ・駐車場：三ノ台駐車場：大型(3台)、普通(21台) ※拡張後 五ノ台駐車場：大型(5台)、普通(35台)

【旧展望施設について】

<1F：未使用、2F：売店(閉店)、3F：カフェ(閉店)、屋上：展望スペース>



<構造：鉄筋コンクリート造、面積：延床面積 637.4㎡、海拔：141.5m>

【図② 五台山公園の概要】

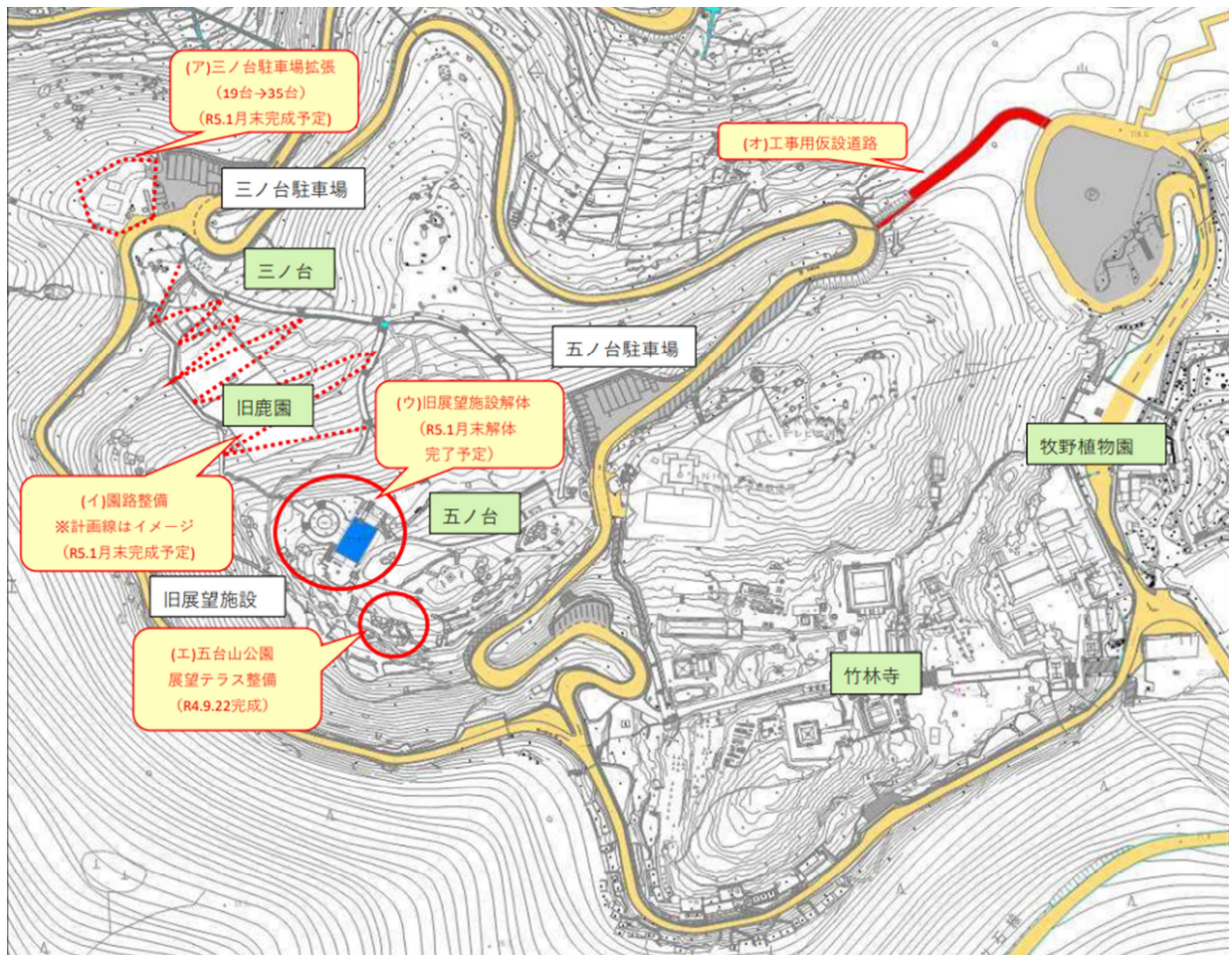


※公園内の園路については、青柳橋から三ノ台、五ノ台、竹林寺方面への一方通行

【図③ 近隣に位置する施設】

<p>四国八十八カ所 第31番札所竹林寺</p>	<p>神亀元年(724年)に聖武天皇の勅願を奉じた行基により唐の五台山になぞらえ開創された。殊菩薩様をご本尊に祀る本堂などが国の重要文化財に指定されている。また高僧夢窓国師により作庭されたと伝えられる庭園は、国の名勝に指定され高知県三名園のひとつに数えられている。お遍路さんに限らず、紅葉の名所としても人気を集めており、庭園や仏像、建築物などの観賞にも多くの人々が訪れている。</p>	
<p>県立牧野植物園</p>	<p>高知が生んだ「日本の植物分類学の父」牧野富太郎博士の業績を顕彰するため、博士逝去の翌年、1958(昭和33)年4月に高知市の五台山に開園した。起伏を活かした園地には、博士ゆかりの野生植物など約3,000種類が四季を彩っている。五台山という恵まれた自然環境に調和させながら、自然生態系が築かれた四国唯一の植物園として憩いの場として親しまれている。</p>	

【図④ 高知県による現在の整備実施施設等の位置図】



(ア)三ノ台駐車場：現行の大型5台、普通車14台(計19台)から大型3台、普通車32台(計

- 35台) 駐車できるよう拡張工事を行っています。
- (イ) 園路：三ノ台駐車場から五ノ台へ向かう園路を新規に整備しています。
- (ウ) 旧展望施設：解体工事を行っています。
- (エ) 五台山公園展望テラス：旧展望施設が解体されることにより、展望機能を持つ公園施設が無くなるため、代替施設として設置しました。
- (オ) 工事用仮設道路：五ノ台駐車場手前から牧野植物園方面へ続く道路につきましては、本事業で活用できません。

(3) 事業概要

ア 基本方針

本事業は、以下の基本コンセプト、基本方針に基づいて進めることとします。

【再整備の基本コンセプト】

眺望と豊かな自然を体感でき何度も訪れたいくなる公園

【再整備における基本方針】

眺望と夜景を満喫できる空間の創出
五台山公園の最大の魅力である、眺望・夜景を満喫できる展望機能を有する施設の再整備を行うことにより、県民はもとより、県外からの来園者の増加により、五台山地域の活性化をめざす。
自然環境を活かした魅力の磨き上げ
豊かな自然環境や山頂の見晴らしの良さ等の立地特性を活かした施設の設置や、自然散策のための園庭及び園路の修景整備による五台山公園の魅力の磨き上げを行い、幅広い世代が自然を体感できる空間を創出する。
周辺観光施設と連携した五台山全体を周遊させるきっかけづくり
竹林寺や牧野植物園をはじめとする五台山地域の周遊や高知県内の観光地との相互誘客につなげていくため、来園のきっかけづくりを行う。

イ 事業方針

本事業は、Park-PFI制度に則って進めます。応募者には以下の項目の都市公園施設について提案を行っていただき、認定計画提出者に提案内容に基づいた施設整備を行っていただきます。

(ア) 公募対象公園施設

飲食店や売店などの便益施設及び展望施設

(イ) 特定公園施設

園路や照明など、公募対象公園施設と一体的に整備することにより、利用者の利便性の一層の向上に寄与する公園施設

ウ 事業範囲

認定計画提出者には次の業務を行っていただきます。

(ア) 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務

(イ) 特定公園施設の設計業務および建設業務

エ 費用負担及び役割分担

費用負担及び役割分担については下表のとおりです。

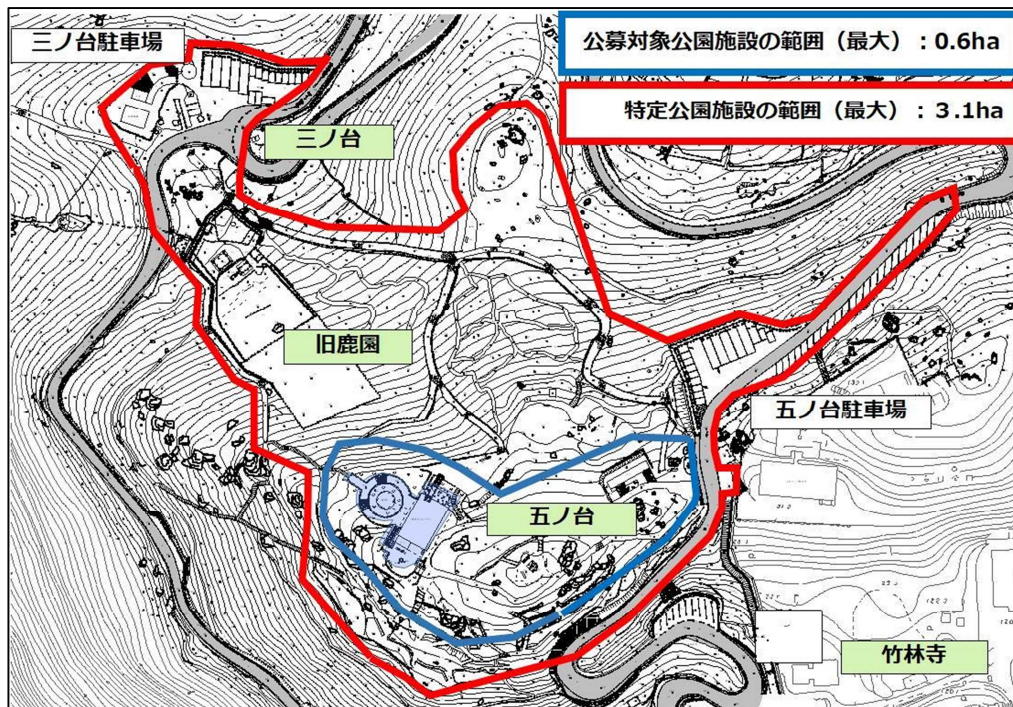
【費用負担及び役割分担】

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	左記以外の公園施設
施設整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者及び高知県	高知県
	位置付け	基本協定により認定計画提出者が設置許可を受けて整備	認定計画提出者が整備し、高知県へ譲渡	
維持管理	実施主体	認定計画提出者	高知県	高知県
	費用負担	認定計画提出者 ※設置管理許可を受けた土地の使用料についても負担	高知県	高知県
	位置付け	認定計画提出者が都市公園法に基づく許可を受けて設置、管理運営	高知県	高知県
	財産管理	認定計画提出者	高知県	高知県

(4) 公募対象公園施設と特定公園施設の提案の範囲

公募対象公園施設と特定公園施設は、次の図中に示している範囲内で施設の詳細な配置を提案してください。

【提案の範囲（公募対象公園施設、特定公園施設）】



(5) 事業の流れ

ア 公募設置等予定者の選定

高知県は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を経て、公募設置等予定者を選定します。

イ 基本協定の締結

高知県と設置等予定者は、本事業の円滑な実施のため、本事業に関する実施協定を定めるまでの事項を定めた「基本協定」を締結します。

ウ 公募設置等計画の認定

高知県は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、高知県は、当該認定をした日、認定の有効期間及び公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

エ 実施協定の締結

基本協定の締結後、高知県は認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等について定めた「実施協定」を締結します。

オ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請書を高知土木事務所に提出していただき、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。設置管理許可期間中は、高知県立都市公園条例第18条に基づく使用料を県に支払っていただきます。

カ 特定公園施設の設計・整備工事、県への譲渡

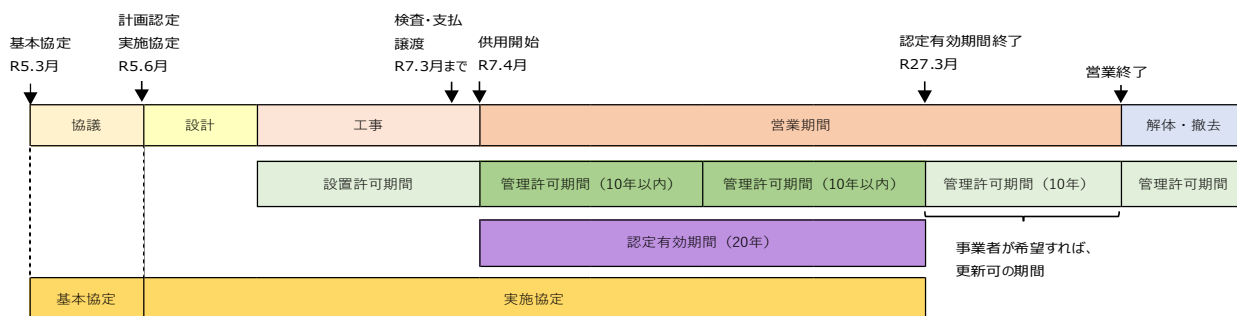
特定公園施設に係る設計・整備工事は、認定計画提出者の負担において実施していただきます。設計業務・整備工事完了後に高知県が費用の一部を負担し（11ページ参照）、整備工事の完了後、特定公園施設を県に譲渡していただきます。特定公園施設については、都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請書を公募対象公園施設と一体的なものとして高知土木事務所に提出していただきますが、工事中の使用料の負担は生じません。

(6) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募対象公園施設の管理運営開始日から20年間を予定しています。

なお、認定有効期間の終了後においても、高知県が認めた場合は、最大10年間管理許可を更新することができます。運営を終了するときには、原則として認定計画提出者が自己の負担において、公募対象公園施設の用地を原状回復します。

【公募設置等計画等の設置管理許可の期間（予定）】



2. 公募対象公園施設及び特定公園施設の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の設置に関する事項

ア 公募対象公園施設の種類

五台山公園の基本方針（4ページ参照）の実現に寄与する施設を提案してください。提案可能な施設は都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設のうち、飲食店や売店などの便益施設および展望台とします。なお、便益施設は必ずしも展望台と一体的な建物である必要はありません。

イ 公募対象公園施設の条件

- (ア) 24時間無料で通年利用できる展望スペースを含むこととし、浦戸湾や中心市街地方向のパノラマ的な眺望を楽しめる高さやデザインを確保するとともに、展望スペースには夜間でも自由に出入りできるようにしてください。
なお、旧展望施設は五ノ台園路から続く出入口の高さが海拔141.5m、出入口から屋上展望スペースまで6.7mの高さがある建物でした。
- (イ) 施設のデザインは、五台山公園全体の景観との調和を目的としてください。
- (ウ) 展望スペースは、一度に30人程度の利用者がゆったりと眺望を確保できる広さを確保してください。
- (エ) カーボンニュートラルやデジタル社会の実現に対応した施設としてください。
- (オ) 多様な公園利用者が展望スペースで夜景を楽しむことができる、ユニバーサルデザインに対応した施設としてください。
- (カ) 公募対象公園施設までの給水設備の引込みや排水設備の接続及び電気、ガス、通信設備等の引込みについては、認定計画提出者の負担により設置又は申請手続き等を行ってください。
- (キ) 施設については、都市公園法、建築基準法、消防法、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」など、関係法令の規定に適合するものとしてください。

ウ 管理運営に関する条件

- (ア) 公募対象公園施設は認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとします。
- (イ) 五台山全体のブランド構築に資する管理運営計画としてください。
- (ウ) 多様な公園利用者の利便性・快適性・安全性に配慮した管理運営計画としてください。
- (エ) 防犯対策や災害発生時の対応など、利用者の安全安心を確保した管理運営計画としてください。
- (オ) 給水設備の引込み等を含む施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- (カ) 公募対象公園施設の管理運営にあたっては、食品衛生法、労働基準法その他関係法令の規定を遵守し、関係機関等への届出や検査などの必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- (キ) 公募対象公園施設の運営にあたり、次に該当するものは行うことができません。
 - a 政治的又は宗教的な勧誘活動等で一般利用の妨げになる行為

- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - c 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
 - d 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうこと予想される行為
 - e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動
 - f 公園内や駐車場内、周辺道路において通行利用者等に支障となる行為
- (ク) 公募対象公園施設において、認定計画提出者と建物賃貸借契約を締結した第三者が事業の一部を実施することは可能です。この場合においても、第三者が実施する事業は、認定を受けた公募設置等計画に基づくものとし、認定計画提出者の責任の下で基本協定書および実施協定の規定を遵守することを要します。

(例：店舗の運営方法（契約形態を含む）)

- ・ 直営（応募グループの構成法人を含む）
- ・ 業務委託契約を締結した第三者による店舗経営
- ・ 建物賃貸借契約を締結した第三者による店舗経営

エ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者には、公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料平米単価を乗じて得た額を、高知県に支払っていただきます。なお、設置許可面積には建築物の範囲以外に、オープンテラス等の公募対象公園施設の利用者に利用が限定される屋外面積も含まれるものとし、設置許可面積の決定にあたっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者から提出していただく最終的な計画を高知県が確認します。

設置許可使用料単価は、都市公園法第5条の7第3項及び高知県立都市公園条例第18条により規定する次の額以上を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の最低額	1,400円/㎡・年
------------------	------------

オ 工事に関する条件

- (ア) 認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の安全性・利便性の観点から修正を求める場合があります。
- (イ) やむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合、認定計画提出者は高知県と協議のうえ、提案主旨を逸脱しない範囲内で変更できるものとし、ます。
- (ウ) 工事期間中においても既存公園部分は一般利用が可能となっているため、利用者への安全、利便性には十分に配慮した計画のもと、工事を行ってください。
- (エ) 展望テラスの存廃については、認定計画提出者との協議により決定します。

(2) 特定公園施設の整備に関する事項

認定計画提出者には、公募対象公園施設の周辺に以下の条件を満たす特定公園施設の整備を行っていただきます。設計及び整備に要する費用は高知県が一部負担します。

なお、協議により、高知県が必要と判断できない特定公園施設の整備費用や、高知県が想定する以上の規模や仕様となる特定公園施設の整備費用は、認定計画提出者の負担となります。

ア 必須提案

様々な来園者が安全に眺望を楽しめるように、公募対象公園施設へつながる園路及び園路沿いの照明を整備してください。

(ア) 園路

- ・五ノ台駐車場から、既存の公衆トイレ前を通り展望施設に至る園路または庭園部南側を通る園路を整備してください。もしくは、公募対象公園施設の整備位置に応じて公園利用者の動線を考慮した新設の園路を提案してください。
- ・園路は、要配慮者の移動に配慮した幅員・配置としてください。
- ・施設まで運搬用車両等の通行の可能性がある場合は、それに応じた幅員、歩行者の安全、舗装仕様等とすることができます。

(イ) 照明

- ・夜景を楽しむ利用者に安全で魅力的な空間を演出するため、園路沿いに照明灯を配置してください。
- ・照明灯の照度については「JIS Z 9110:照明基準総則(2010)」等に準拠してください。
- ・必要に応じて、既存の照明灯を撤去することも可能です。

イ 任意提案

いずれの特定公園施設も認定計画提出者が必要と判断する施設を提案していただきますが、その内容は、次の条件を踏まえたものとしてください。なお、高知県では以下の特定公園施設の整備を想定しています。

(ア) 案内板

- ・既存の案内板を撤去するとともに、来園者が竹林寺及び牧野植物園をはじめ、五台山全体を安全・快適に周遊できるような案内板とします。

(イ) 休憩所

- ・必要に応じて既存の四阿、ベンチ等を撤去し、利用者が休憩できる設備を適宜配置してください。
- ・什器類は原則として移動ができない常設の構造のものとしします。

(ウ) 門

- ・三ノ台及び五ノ台において、公園の入口であることを示す門とします。

(エ) 樹木の伐採・植栽

- ・利用者の安全な利用及び良好な眺望を確保するため、特定公園施設の整備範囲内で必要最低限の樹木の伐採を行うことが可能ですが、施設整備の準備工を兼ねて樹木の伐採を行う場合

を除き、原則として新たな植栽整備を前提として伐採してください。樹木の剪定のみの場合
は整備の範疇に含まれません。

・国や県において把握・管理している樹木の伐採については、事前に県の許可を得てください。

(オ) 駐車場

・五ノ台における20台程度駐車できる駐車場の拡張

(カ) その他、認定計画提出者が提案し、公募対象公園施設と一体的に整備することが望ましい
と判断される公園施設とします。来園者が24時間利用可能なトイレ等を公募対象公園施設の
内部に特定公園施設として整備することも可能です。

ウ 特記事項

(ア) 特定公園施設は、公募対象公園施設のデザインと一体化した、五台山公園の魅力の磨き上
げに資するものを提案していただきます。

(イ) 認定計画提出者は、完了検査合格後に特定公園施設を高知県へ譲渡していただきます。

(ウ) 整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し「高知県建設工事共通仕様書」など関
連した法令やガイドライン、指針等を遵守してください。

(エ) 特定公園施設の整備工事を行う法人においては、令和4年度高知県競争入札参加資格審査
において、申請区分「建設工事」、営業種目「建築一式」「土木一式」又は「造園」のい
ずれか競争入札参加資格を有していることとし、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条
1項の規定に基づく建設業の許可を受けていることを必要とします。

(オ) 来園者が快適に利用でき、ゆったりと憩える空間を提案してください。

(カ) 工事期間中においても既存公園部分は一般利用が可能となっているため、利用者への安全、
利便性には十分に配慮した計画のもと、工事を行ってください。

(キ) 特定公園施設の整備の負担割合

設計・整備等に要する費用は、高知県が一部負担することとしますが、実施設計の協議を経
て、認定計画提出者から計画内容と工事費内訳を提出していただき、高知県が金額を精査確認
（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については高知県が発注する標準
単価を参考とする。）したうえで、高知県と認定計画提出者で協議し、決定します。

認定計画提出者が負担する費用は、整備費用に対し10%以上とし、それ以上の負担割合を示
すことも可能です。なお、負担額の上限は次に示す額とします。

高知県が負担する費用の上限額	138,000千円 (令和5年度 30,000千円、令和6年度 108,000千円) (消費税及び地方消費税を含む。)
----------------	--

(ク) 特定公園施設等の管理運営に関する事項

譲渡後の特定公園施設については、高知県が管理運営を行う予定としています。

(3) 委託の禁止等

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託してはなりません。

認定計画提出者は本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって高知県へ申請し、承諾を得なければなりません。また、本事業の一部を第三者に委託する場合は、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定及び実施協定の規定を遵守させてください。

(4) 工事期間中（令和6年度）の特定公園施設の範囲の維持管理等について

工事期間中であっても、高知県は公園管理者として公園内の植栽管理等の維持管理を行う必要があるため、認定計画提出者は、高知県からの維持管理業務受託者と、立入禁止区域の設置や車両の交通管理などの調整を行いながら整備を進めることとなります。

なお、工事期間中、公園利用者の安全管理上やむを得ないと認められる場合や公園利用者の利便性に支障が出る場合は、高知県との協議により、認定計画提出者が特定公園施設の範囲内の植栽管理等を一括して受託していただく場合があります。

(5) 利便増進施設

本事業では自転車駐車場、看板、広告塔といった利便増進施設の設置は行いません。

(6) 事業の継続

認定計画提出者がグループで事業を行う場合に、その構成法人が倒産するなど、事業継続が困難となった場合には、認定計画提出者は事業を継続できる体制を構築し、速やかに高知県と協議してください。

(7) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は高知県の承認を得て別の民間事業者へ事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還してください。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復・返還を行わない場合、協議により高知県は認定計画提出者に代わり撤去・原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 応募者に必要な資格

ア 法人であること。

イ 複数の法人によるグループで応募する場合（以下「応募グループ」という。）は、代表法人を定め、代表法人が応募手続を行うこと。その他の法人は、構成法人とすること。

なお、本事業を単一の法人において実施できない場合には、代表法人等による応募グループを組織してください。構成法人のほかに、施設の建設、設計及び運営等に関して下請協力等を求める場合には「協力会社」とし、応募グループには含めないこととします。

応募グループにあたる法人については、「表1 提出書類一覧」における財務諸表提出の対象となり、「事業実施体制表」（様式9）に全て記載してください。

(2) 応募者の制限

次に該当する法人は応募者になることができません。また、応募グループで応募する場合の代表法人及び構成法人となることもできません。

ア 法人税、法人県民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること。

イ 会社更生法、民事再生法による更生、再生手続中であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、高知県における入札参加を制限されていること。

エ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていること又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当する者

(3) 複数応募の禁止

応募者は他の応募グループの構成法人となることはできません。また、一つの応募グループの構成法人が他の応募グループの構成法人となることはできません。

(4) 供用開始後の応募グループの代表法人及び構成法人の変更の禁止

ア 応募グループで応募した場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、構成法人については、業務遂行上支障がないと高知県が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、認定計画提出者は直ちに書面により高知県に届出なければなりません。

イ 公募対象公園施設および特定公園施設の設置管理許可申請については、代表法人が一括して行ってください。

4. 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程（予定）

公募設置等指針の公表	令和4年11月7日（月）から
公募設置等指針等説明会申込受付期限	令和4年11月22日（火）
公募設置等指針等説明会	令和4年11月29日（火）10:00～12:00
質問受付	令和4年11月22日（火）～令和5年2月3日（金）
質問回答公表	期間内に受理したものについて随時HPに掲載
公募設置等計画の受付（第一次審査）	令和4年11月7日（月）～令和5年2月10日（金）
参加資格結果通知（第一次審査）	令和5年3月初旬
公募設置等計画の評価（第二次審査） （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年3月中旬
公募設置等予定者等の通知	令和5年3月頃
基本協定締結	令和5年3月頃
公募設置等計画の認定	令和5年6月頃
実施協定締結	令和5年6月頃

※日程を変更する場合は、公園下水道課公式ホームページにてお知らせします。

【ホームページアドレス】 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>

(2) 応募手続き

ア 公募設置等指針の公表

公募設置等指針は、高知県公園下水道課公式ホームページからダウンロードできます。
また、窓口でも配布します。

【公表期間】 令和4年11月7日（月）

【配布窓口】 高知県土木部公園下水道課

【ホームページアドレス】 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>

イ 公募設置等指針説明会

公募設置等指針説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。なお、説明会に参加いただかなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

(ア) 開催日時・場所

日時：令和4年11月29日（火） 10:00～12:00

場所：オーテピア 4階研修室（高知市追手筋2-1-1）

(イ) 参加申し込み方法

説明会に参加希望の場合は、令和4年11月22日（火）までに電子メールで様式19「説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、お申し込みください。

電子メールアドレス：171801@ken.pref.kochi.lg.jp

ウ 公募設置等指針に対する質問及び回答

公募設置等指針について質問がある場合は、様式18「質問書」に記載のうえ、下記の期間内に電子メールで送付してください。受け付けた質問に対する回答は、随時高知県ホームページに掲載します。

【質問受付期間】令和4年11月22日（火）～令和5年2月3日（金）

エ 公募設置等計画等の提出

「表1 提出書類一覧」に示す書類を下記の期間に提出してください。

【提出期間】令和4年11月7日（月）～令和5年2月10日（金）

オ 事務局（提出窓口）

高知県土木部公園下水道課公園緑地担当

住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

担当：野中、木村、金井、竹中

電話：088-823-9853 FAX：088-823-9036

電子メールアドレス：171801@ken.pref.kochi.lg.jp

カ 受付時間

すべての事務取扱は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。

キ 提出書類

提出書類は「表1 提出書類一覧」のとおりとします。

【表1 提出書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 応募資格申込書類			
(1) 表紙	様式1	1	1
(2) 応募申込書	様式2	1	1
(3) 誓約書	様式3	1	1
(4) 委任状	様式4	1	1
2. 応募関連書類			
(1) 会社約款	様式自由	1	1
(2) 会社概要書	様式自由	1	1
(3) 商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書	各種証明書	1	1
(4) 役員名簿	様式5	1	1
(5) 納税証明書 ※未納がないことの証明でもよい。 ※法人本店所在地のもの	証明書	1	1
(6) 財務諸表（直近3カ年） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1	1
(7) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	1	1
(8) 財務状況表	様式6	1	1
3. 設置計画提案書			
公募設置等計画 表紙	様式7	1	10
(1) 提案計画概要			
①事業の実施方針概要	様式8	1	10
②事業実施体制表	様式9	1	10
③建築設計の実績を示す書類	様式10	1	10
④飲食店、売店等の経営実績を示す書類	様式11	1	10
(2) 施設整備の計画提案			
①施設整備の計画			
②-1公募対象公園施設関連図面（配置平面図、施設平面図、立面図、断面図）			
②-2特定公園施設関連図面（配置平面図、立面図、断面図）			
②-3イメージパース（五ノ台庭園部における公募対象公園施設及び特定公園施設の外観パース、展望スペースの利用の様子が分かるパース）	様式自由 (A1 2枚)	1	10

③工事工程表	様式自由 (A4 1枚)	1	10
④特定公園施設整備に係る概算工事費	様式 12		
(3) 管理運営の計画提案			
①便益施設の管理運営計画書	様式 13	1	10
②公募対象公園施設の管理運営計画書	様式自由 (A3 2枚)	1	10
4. 収支計画等			
(1) 設備投資等計画書	様式 14	1	10
(2) 収支計画書	様式 15	1	10
5. 価額提案書	様式 16	1	10
6. 書類チェック表	様式 17	1	1
7. 質問書 ※質問がある場合、指定期間内に提出	様式 18		
8. 説明会参加申込書 ※説明会に参加を希望する場合、指定期間内に提出	様式 19		
9. 提出書類非開示理由書 ※開示請求があった場合に、非開示を要望する場合	様式 20		

- (ア) 2. 応募関連書類については、応募グループで応募する場合は、全社分提出してください。
- (イ) 提出にあたり、別紙様式17により全ての書類が揃っているかチェック結果を添付してください。
- (ウ) 提出にあたり、各提出書類について提出書類名が分かるように、インデックス等をつけてください。
- (エ) 提出された書類は返却いたしません。
- (オ) 提出書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、原則開示することになります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報について、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、非開示とする該当部分と具体的な理由を別紙様式20により提出してください。
- 開示・非開示の判断は様式20に基づき行うものではなく、様式20を参考に、同条例に基づき高知県が客観的に判断します。

【高知県情報公開条例】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

(3) 公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定

ア 審査方法

設置予定者の選定は、高知県が都市公園法第5条の4第1項に基づき、提出されたすべての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施します。詳細は、以下の手順に従って審査を行います。

(ア) 第一次審査

a 応募資格の確認

応募法人が参加資格等を満たしているかを確認します。

b 本指針に照らし適切なものであるかの審査

公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを審査します。

詳細は以下のとおりです。

(a) 公募設置等計画が本指針で示した目的や場所等と適合していること。

(b) 記載すべき事項が示されていること。

(c) 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された資料により見込めること。

c 財務諸表の確認

財務諸表を確認し、安定した事業が実施できるかを確認します。選定委員会の委員等により財務の健全性を確認します。

d 書類の修正等

提出された書類のうち、内容の変更に影響がない軽微な誤字脱字等がある場合に限り、提案書の一部差し替え等の修正を認めます。

(イ) 第二次審査

「五台山公園整備事業 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）において、応募法人が提出した公募設置等計画を19ページで示す評価の項目、内容に沿って審査します。応募者は選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。

a 選定委員会

高知県は公募設置等計画の審査にあたり、財務、行政等の有識者で構成される選定委員会を設置します。

b 評価の基準

選定委員会は提出された公募設置等計画を、以下の評価の項目、内容に沿って評価を行います。

【評価の項目、内容】

評価項目	内容	配点
事業の実施方針	公園の特性等を踏まえた事業の基本的な実施方針について評価する。	15
事業実施体制	応募法人等の財務健全性及び実績について評価する。	25
	事業の実施体制、人員配置、地域経済への貢献について評価する。	
公園施設の整備計画	眺望の確保について評価する。	60
	特定公園施設も含めた質の高い空間づくり、意匠や景観デザインについて評価する。	
	多様な公園利用者の利便性・快適性向上に資する整備計画について評価する。	
公園施設の管理運営計画	五台山全体のブランド構築のための管理運営計画について評価する。	70
	多様な公園利用者の利便性・快適性・安全性に配慮した管理運営計画について評価する。	
事業計画	長期間に渡り継続的な事業を担保する資金計画、収支計画について評価する。	20
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。	
価格	設置管理許可使用料の費用負担の提案における県財政の負担軽減について評価する。	10
	特定公園施設の建設における県財政負担の軽減について評価する。	
合計		200

c 選定結果の通知

選定結果は、速やかに応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は高知県ホームページで公表します。

d 公募設置等予定者等の決定

高知県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。高知県が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

(ウ) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、本指針公示日から設置等予定者決定までに委員会の委員に対し、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針公示日から設置等予定者決定までは、応募者に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せにもお答えできません。

(4) 公募設置等計画の認定

高知県は、公募設置等予定者候補と協議を行い、公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて高知県と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更したうえで、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で関係者との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

5. リスク分担等

本事業の実施における主なリスクについては、下表の負担区分とします。○印が費用を負担します。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、高知県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		高知県	認定計画提出者
応募・申請手続き	応募及び申請手続きに関して必要となる費用	－	○
協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用および生じた損害	帰責者による	
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用および生じた損害	帰責者による	
	施設整備・管理運営の準備にののために負担した費用および生じた損害	帰責者による	
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
税制リスク	消費税（地方消費税含む）率の変更	－	○
	法人税・法人住民税の税率等変更	－	○
	上記以外の管理運営に影響するもの	－	○
第三者賠償	認定計画提出者が注意義務を怠ったことにより工事・維持補修・管理運営において第三者に損害を与えた場合	－	○
	高知県の提示条件、指示により第三者に損害を与えた場合（認定計画提出者に過失がある場合を除く）	○	－
物価変動	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	－	○
金利変動	設置等予定者決定後の金利変動	－	○
不可抗力（公募対象公園施設）	不可抗力（自然災害、感染症の流行、火災、騒乱、ストライキ、暴動等その他いずれの責にも帰すことのできない自然的人為的影響）による業務の変更、中止、延期、臨時休業	－	○
土壌汚染（特定公園施設）※1	土地の形質変更に関する届出（土壌汚染対策法第4条第1項）および土壌汚染状況報告書（同法第4条第2項）	－	○
	本公園において土壌汚染が発見された場合の費用負担及び措置	○	－
土壌汚染（公募対象公園施設）※1	土地の形質変更に関する届出（土壌汚染対策法第4条第1項）および土壌汚染状況報告書（同法第4条第2項）	－	○

	本公園において土壌汚染が発見された場合の費用負担及び措置	協議事項	
整備期間中の地中埋設物 (公募対象公園施設) 確認	地中埋設物等の撤去工事の実施	—	○
	費用負担	○	—
整備期間中の地中埋設物 (特定公園施設) 確認	地中埋設物等の撤去工事の実施	—	○
	費用負担	協議事項	
資金調達	必要な資金確保	—	○
事業の中止・延期	行政の責任による中止・延期	○	—
	認定計画提出者の責任による中止・延期	—	○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻	—	○
引継コスト	公募対象公園施設の施設運営の引継ぎ費用負担	—	○
債務不履行	行政の協定内容の不履行	○	—
	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履行	—	○
性能リスク	行政が要求する業務要求水準の不適合に関するもの	—	○
整備完了後の特定公園施設 の修繕	施設の損傷	○	—
整備完了後の公募対象公園 施設の修繕	施設の損傷	—	○
損害賠償（公募対象公園 施設）	施設、機器等の不備による事項	—	○
	施設管理上の瑕疵による事故死又は認定計画提出者の責に帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合	—	○
損害賠償責任（特定公園 施設）	施設管理上の瑕疵による事項	○	—
	施設の引渡後 10 年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合	—	○
	施設の引渡後 11 年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合	○	—
第三者に起因する諸問題リ スク	第三者による施設損傷	協議事項	
警備リスク	認定計画提出者の警備不備によるもの	—	○
運営リスク	公募対象公園施設の施設、機器等の不備、または施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に 伴う運営リスク	—	○
設計協議における調整リスク	住民要望、インフラ設備の増改築、他事業との調整に起因 する設計協議	協議事項	
事業自体への苦情・要望等 への対応	本事業実施自体に対する反対等の苦情・要望等への対 応	○	○ ※ 2

周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務の内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応	○	—
情報の安全管理	行政の責任に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用	○	—
	認定計画提出者の責任に帰すべき事由による個人情報の漏えい	—	○

※1 土壌汚染が発見された場合の措置とは、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査、汚染除去等計画の提出、その他措置に係る行為

※2 公募設置等計画内容の説明は認定計画提出者が行う